

1. 測定対象設備等の情報

用途	型式・名称	製造業者、販売業者又は輸入業者の名称
市民ラジオ	PR0401HH	UNIDEN AMERICA CORPORATION

測定対象設備が送信する周波数 : 26.965-27.405MHz

測定対象設備が用いる変調方式 : 振幅変調

2. 測定対象設備に適用する規則

電波法第4条第2号

電波法施行規則第6条第3項

無線設備規則第54条の2

3. 測定対象設備等の写真

(ア) 設備本体 (正面)



(イ) その他内容物



(ウ) 電波の型式・周波数等の記載

SPECIFICATIONS	
GENERAL	
Channels	40 AM
Frequency Range	26.965 to 27.405 MHz
Frequency Control	Phase Locked Loop (PLL) synthesizer
Frequency Tolerance	±0.005%
Operating Temperature	14°F to 131°F (-10°C to +55°C)
Microphone	Electret Type
Input Voltage	13.8 V DC nom, 10.9VDC - 15.6VDC
Current Drain	TX full mod., 1.7A
RX	with max. audio output, 1.7A
Size	2.16 x 7.1 x 1.7 in (55 x 180 x 45 mm)
Weight	0.56 lbs (255 g).

(エ) パッケージ



4. 測定

4-1 測定実施項目

- 周波数偏差 (電波法施行規則第6条第3項)
- 空中線電力の偏差 (電波法第4条第2項、電波法施行規則第6条第3項)
- 無線設備は容易に開けられないこと (無線設備規則第54条の2第3号)
- 給電線及び接地装置 (無線設備規則第54条の2第6号)

4-2 測定結果

- 周波数偏差（電波法施行規則第6条第3項）

許容偏差は、 $\pm 50 \times 10^{-6}$ (50ppm) 以下であること。（無線設備規則 第5条 別表第一号）

割り当てられている周波数(電波法施行規則第6条第3項)

26.968MHz	27.080MHz	27.120MHz
26.976MHz	27.088MHz	27.144MHz
27.040MHz	27.112MHz	

測定条件及び評価：

測定対象設備を中心の周波数(Mch)に設定したところ、測定結果は27.18512MHzであった。

割り当て周波数に最も近い周波数27.144MHzに対し、1514.88ppmであり、50ppmを超えるものであった。”

- 空中線電力の偏差（電波法第4条第2項、電波法施行規則第6条第3項）

空中線電力が0.5W以下。

測定条件及び評価：

電力計により空中線電力を測定したところ、空中線端子の空中線電力は4.75Wであり、0.5Wを超えるものであった。

- 無線設備は容易に開けられないこと（無線設備規則第54条の2第3号）

一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられないこと。ただし、電源設備、送話器及び受話器については、この限りでない。

測定条件及び評価：

無線設備は容易に開けることができ、空中線が一の筐体に収められていない。（コネクタ接続により、容易に脱着が可能）

- 給電線及び接地装置（無線設備規則第54条の2第6号）

給電線及び接地装置を有しないこと。

測定条件及び評価：

空中線端子が具備されていた。

4-3 試験結果のまとめ

測定項目	判定
周波数偏差（電波法施行規則第6条第3項）	不適合
空中線電力の偏差（電波法第4条第2項、電波法施行規則第6条第3項）	不適合
無線設備は容易に開けられないこと（無線設備規則第54条の2第3号）	不適合
給電線及び接地装置（無線設備規則第54条の2第6号）	不適合

※なお、発射する電波の強さは、電波法施行規則第6条第1項に規定する著しく微弱の基準に適合しないことを確認している。